

宇治市第5次総合計画



宇治市
第5次総合計画

宇治市
第5次総合計画

宇治市

宇治市



宇治市 第5次総合計画



市のシンボル



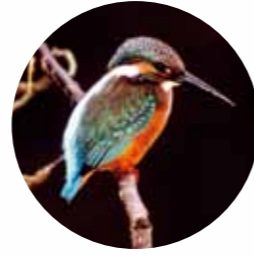
市の宝木 ちゃの木



市の花 やまぶき



市の木 もみじ
(イロハモミジ)



市の鳥 カワセミ

はじめに

宇治市長 山本 正



本市では、平成22年度に、平成33年度を目標年次とする第5次総合計画を策定し、基本構想において、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を目指す都市像、「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」をまちづくりの目標とし、長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を決めました。あわせて、その実現に向けた3年間の取組の方向として、第1期中期計画（平成23年度～25年度）を定め、市政運営を進めてまいりました。

この間、国内では長引く不況から景気回復の兆しがみられるものの、消費税の増税や海外経済の不確実性などのリスクが存在しており、依然として厳しい経済状況が続いています。

本市においても、少子・高齢社会の進展に伴う社会保障関係経費の増加や、平成24年の京都府南部地域豪雨災害を教訓とした安全・安心のまちづくりなど、多くの課題があります。

さらに、人口減少社会の到来や情報技術の高度化、各種制度の見直し、地方主権の推進など、社会情勢は刻一刻と変化しています。

今後は、限られた経営資源を最大限活用し、一層の市民福祉の増進を図ることや、最少の経費で最大の効果をあげることなど、行政経営の品質向上を図るべく、計画行政の実施がますます重要となります。

こうした状況を踏まえ、近年の社会経済状況等に対応した、より実現性の高い総合計画とするため、新たに「宇治市第5次総合計画第2期中期計画」を策定しました。

この計画は、第5次総合計画で位置付けた基本構想の実現を目指し、第1期での取組の成果や課題を踏まえつつ、それらに柔軟に対応できる具体的な指針として、平成26年度から29年度までの4年間の取組を定めたものです。

将来にわたって安全に、安心して暮らすことができる「ふるさと宇治」を築き、魅力あふれる活力あるまちとするためには、より一層、市民参画・協働を進めることが重要です。「市民の力の結集で、未来に夢と希望の持てる新しい宇治づくり」に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、計画の策定に多大なご尽力を賜りました宇治市総合計画審議会委員及び宇治市議会議員の皆様や、貴重なご意見、ご提言を賜りました関係各位に対しまして、心よりお礼申し上げます。

平成26年7月

宇治市第5次総合計画

もくじ



序 論

I. はじめに	
1. 総合計画策定の趣旨	2
2. 総合計画の構成	2
II. 策定の背景	
1. 地理的・都市的条件	3
2. 歴史的背景	4
3. 人口（長期的人口推計・変動見込み）	5
4. 社会経済環境	7
5. 産業	8

基本構想

I. 基本構想の考え方	
1. 目指す都市像	12
2. 目標年次・計画期間	12
3. 将来人口（人口フレーム）	13
4. 土地利用イメージ	13
II. まちづくりの方向性	
1. 環境に配慮した安全・安心のまち	15
2. ゆたかな市民生活ができるまち	17
3. 健康でいきいきと暮らせるまち	20
4. 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	23
5. 歴史香るみどりゆたかで快適なまち	25
6. 信頼される都市経営のまち	27

第2期 中期計画

I. 中期計画の考え方	
1. 中期計画策定の趣旨	30
2. 目標年次・計画期間	30
3. 進行管理と政策評価の公表	31

第2期 中期計画

II. 施策体系	32
III. 第2期中期計画	
大分類1 環境に配慮した安全・安心のまち	
中分類1 環境保全対策の推進	
小分類1 地球環境対策の推進	36
小分類2 環境保全対策の強化	38
小分類3 環境美化及び住宅周辺の環境整備の推進	40
小分類4 ごみ・し尿の適正処理の推進	42
小分類5 ごみの減量化の推進	44
中分類2 安全・安心なまちづくりへの対応	
小分類1 安全・安心なまちづくり	46
小分類2 消防・救急の充実	48
小分類3 宇治川治水対策の推進	50
小分類4 災害復旧の推進	52
大分類2 ゆたかな市民生活ができるまち	
中分類1 住民自治の推進	
小分類1 地域コミュニティの育成	54
小分類2 市民参画・協働の推進	56
中分類2 市民文化の創造	
小分類1 市民文化の創造・発展	58
中分類3 農林漁業・茶業の振興	
小分類1 農業の振興	60
小分類2 茶業の振興	62
小分類3 林業・漁業の振興	64
中分類4 商工業・観光の振興	
小分類1 商業の振興	66
小分類2 工業の振興	68
小分類3 観光の振興	70
中分類5 勤労者福祉・消費生活の向上	
小分類1 勤労者福祉の向上	72
小分類2 消費生活の充実	74
中分類6 人権尊重社会の実現	
小分類1 人権教育・啓発の推進	76
中分類7 男女共同参画社会の形成	
小分類1 男女共同参画の推進	78

第2期 中期計画

大分類3 健康でいきいきと暮らせるまち

中分類1 地域福祉の推進	
小分類1 地域福祉活動の推進	80
中分類2 健康づくりの推進	
小分類1 健康づくりの推進	82
小分類2 保健・医療の推進	84
中分類3 長寿社会への対応	
小分類1 生きがいづくりの充実	86
小分類2 高齢者福祉サービスの充実	88
中分類4 少子化社会への対応	
小分類1 総合的な子育て支援の充実	90
小分類2 保育サービスの充実	92
小分類3 放課後児童育成の充実	94
中分類5 障害者福祉の推進	
小分類1 障害者福祉の充実	96
中分類6 低所得者福祉の充実	
小分類1 低所得者福祉の充実	98
中分類7 年金・保険制度の運営	
小分類1 年金・各種医療制度の運営	100
小分類2 国民健康保険の運営	102

大分類4 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち

中分類1 学校教育の充実	
小分類1 幼稚園、小・中学校教育の充実	104
小分類2 学校教育環境の充実	106
小分類3 総合的に進める教育の充実	108
中分類2 生涯学習の充実	
小分類1 生涯学習の推進	110
小分類2 スポーツ・レクリエーションの普及	112
小分類3 歴史資料の充実と古典文化の普及	114

大分類5 歴史香るみどりゆたかで快適なまち

中分類1 みどりとうるおいのある環境整備	
小分類1 みどりの保全・緑化の推進	116
小分類2 公園・緑地の有効活用	118
中分類2 歴史と景観が調和したまちづくり	
小分類1 歴史と調和したまちづくりと景観の形成	120
小分類2 文化財保護と伝統文化の継承	122

第2期 中期計画

中分類3 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり	
小分類1 交通安全とバリアフリーの推進	124
小分類2 公共交通機関の整備促進	126
中分類4 良好な市街地・都市基盤施設の整備	
小分類1 良好な市街地の形成	128
小分類2 道路の整備	130
小分類3 河川・排水路の整備	132
小分類4 住宅の整備	134
小分類5 上水道の整備	136
小分類6 下水道（汚水・雨水）の整備	138

大分類6 信頼される都市経営のまち

中分類1 市民参加の機会と情報提供の充実	
小分類1 市民参加機会の充実と情報公開の推進	140
小分類2 広報・広聴活動の充実	142
小分類3 行政情報化の推進	144
中分類2 国際化の推進と平和への貢献	
小分類1 国際化・広域交流活動の推進	146
小分類2 平和への貢献	148
中分類3 行政改革・適正な行政運営の推進	
小分類1 地方主権の確立	150
小分類2 行政改革の推進	152
小分類3 行政サービスの充実	154
小分類4 計画的・効率的な行財政運営の確立	156
小分類5 効果的な組織機構の確立と職員の人材育成	158
小分類6 持続的なまちの発展を目指した取組の推進	160

IV. 財政見通し	162
-----------	-----

資料

1. 諮問書	168
2. 答申書	168
3. 宇治市第5次総合計画第2期中期計画の策定経過	169
4. 宇治市総合計画審議会設置条例	170
5. 宇治市総合計画審議会運営規則	171
6. 宇治市総合計画審議会委員名簿	172
7. 宇治市総合計画に関する規則	173
8. 用語解説	176

序 論



I. はじめに

1. 総合計画策定の趣旨

総合計画は、「宇治市のまちづくりの最高指針」であり、全ての市民や関係団体にとっても重要な意義を持つものです。第5次総合計画は、これまでの4次の総合計画のまちづくりを引き継ぐとともに、地方分権・地方主権時代を迎えるにあたって、市民の参画・参加や市民協働をより一層進め、市民と行政のパートナーシップによる個性あるまちづくりを推進するため、「宇治」の恵まれた自然・歴史遺産・伝統文化を後世に伝え、将来にわたって安全に安心して暮らすことができる「ふるさと宇治」を築いていくことを目的に策定します。

基本構想については、計画期間を11年間としながら、20年～30年後も視野に入れた長期的な展望に立ち、本市の今後のまちづくりの基本的な方向性を定めた指針とします。

中期計画については計画期間を4年とし、首長の公約との整合を図るとともに、急激かつ大きく変化する社会経済状況に柔軟に対応しやすい実現性の高い計画を目指します。

2. 総合計画の構成

総合計画は、まちづくりの理念・目標や政策について、普遍的、基本的方向を定めた「基本構想」と、基本構想を具体化するために基本施策を体系化して、具体的な課題や目標を定めた「中期計画」で構成します。

基本構想(11年)		
2011年(平成23年)度～2021年(平成33年)度		
第1期中期計画(3年)	第2期中期計画(4年)	第3期中期計画(4年)
2011年(平成23年)度～ 2013年(平成25年)度	2014年(平成26年)度～ 2017年(平成29年)度	2018年(平成30年)度～ 2021年(平成33年)度



II. 策定の背景

1. 地理的・都市的条件

本市は、京都盆地の東南部に位置し、京都市の南に隣接しており、面積は67.55km²、その広がり東西に10km、南北に10.7kmとなっています。

市内には、JR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線の3本の鉄道が通り、交通の便が良いことから京都・大阪の衛星都市として発展してきました。1960年代からの高度経済成長期には急激な人口増加が続き、それに対する道路をはじめとした都市基盤施設の整備が遅れたため、1990年代から近年まで都市基盤整備をまちづくりの優先的な課題として取り組んできました。

地理的には、東部に豊かな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっており、琵琶湖から唯一流れ出る河川である宇治川が市中央部を南北に縦断しています。市街地は、現在では京都市営地下鉄東西線も加え4本の鉄道が通っていると同時に14の鉄道駅が存在し、高度経済成長期の小規模な住宅地が多数あるなど、細分化されているのが本市の都市構造の特徴となっています。

また、宇治川を中心とした景観が国の重要文化的景観に選定されるなど、都市化が進んだ市街地に隣接して歴史的景観が残されており、これらの景観を保全、創造していくことが必要不可欠となっています。



2. 歴史的背景

京都・奈良の中間に位置した本市は、646年（大化2年）に宇治橋が架けられ、古代から交通の要衝として発展してきました。平安時代には、風光に恵まれていたこともあり、貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台にもなっています。この頃、藤原頼通が建立した平等院や現存する最古の神社建築である宇治上神社は、世界遺産にも登録され、華麗な王朝文化を体現できる数少ない都市として、今日に至るまで、多くの観光客を迎えています。

また、古くから交通の要衝であったとともに、宇治川の先陣争いや槇島の合戦など激動する歴史の中でしばしば戦乱の場面に登場しています。安土桃山時代となり、天下を統一した豊臣秀吉が伏見城を築くとともに、氾濫を繰り返していた宇治川や淀川の大規模な土木工事を行いました。この時に築かれた堤防が、後に太閤堤と呼ばれています。

一方、本市は、室町時代以降茶の産地として名声を馳せています。「宇治茶」は高級日本茶の代名詞とされ、茶業は現在も世界に誇れる伝統産業となっています。

明治時代に入ると、鉄道の敷設や電気事業が起こされ、近代化が図られました。市域の西側に位置する巨椋池の干拓事業は、1941年（昭和16年）にほぼ現在の形ができて上がっています。そして、1951年（昭和26年）3月1日、本市は当時の東宇治町・宇治町・槇島村・小倉村・大久保村の2町3村の合併によって、人口約3万8千人の市として誕生しました。

これまで培われてきた歴史と文化は、市民の精神的な支柱であり、それを引き継ぎ未来に継承していくことは、市民一人ひとりに課せられた大きな使命となっています。



3. 人口（長期的人口推計・変動見込み）

1951年（昭和26年）に人口約3万8千人で発足した本市は、今日では19万人を超える人口を擁する京都府内第2の都市となっています。

人口増加率の推移を見ると、高度経済成長期の1960年～1965年（昭和35年～40年）には45.6%、1965年～1970年（昭和40年～45年）には50.1%の急激な増加を示していますが、その後は徐々に鈍化し、1990年～1995年（平成2年～7年）では4.3%、2005年～2010年（平成17年～22年）ではわずか0.7%の増加となっており、さらに2012年（平成24年）には192,686人となり、これまでの人口増加傾向から微増・横ばい、そして減少傾向へと変化しています。

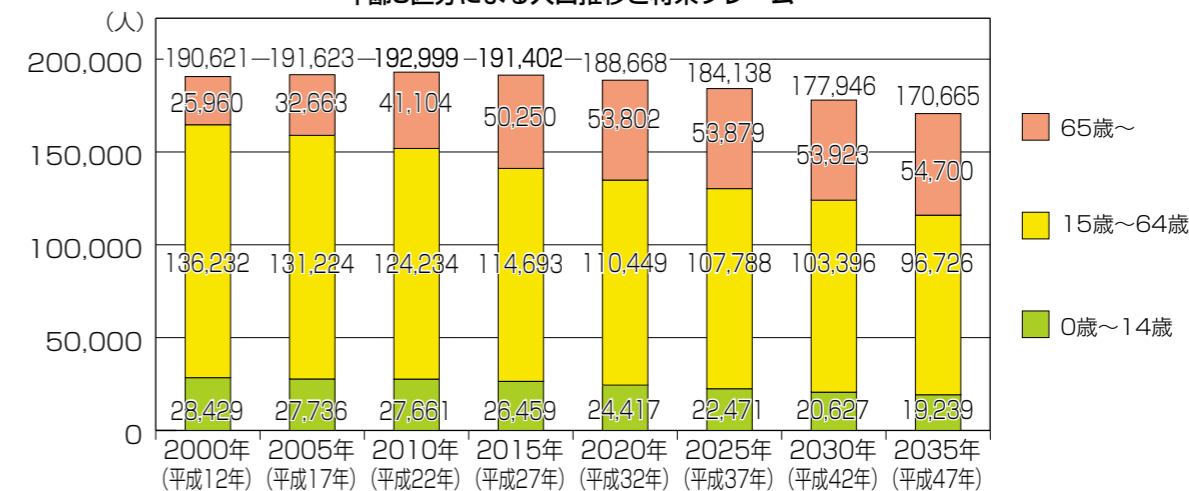
年齢構成では、2000年（平成12年）と2010年（平成22年）を比較すると、15歳未満の年少人口が14.9%から14.3%へ減少、15歳～64歳の生産年齢人口が71.5%から64.4%へ減少、65歳以上の高齢者人口が13.6%から21.3%へ増加しており、少子高齢化が進展していることがわかります。

平成24年版高齢社会白書によると、我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことのない高齢社会を迎えているとされており、2011年（平成23年）で23.3%となっている65歳以上の高齢化率は上昇を続け、2060年（平成72年）には、39.9%に達するとされています。

本市の2012年（平成24年）の高齢者人口は44,348人であり、高齢化率は23.0%となっていますが、2035年（平成47年）には32.1%に達すると見込まれ、急激に高齢化が進むことが予測されます。

また、平均寿命が延びる一方で、人口が減少していく中で高齢者が増加することにより、少子高齢化がますます進んでいくことが確実であり、これからのまちづくりはこうした状況を前提にしながら進めていく必要があります。

年齢3区分による人口推移と将来フレーム



	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)	2030年 (平成42年)	2035年 (平成47年)
65歳～	25,960	32,663	41,104	50,250	53,802	53,879	53,923	54,700
15歳～64歳	136,232	131,224	124,234	114,693	110,449	107,788	103,396	96,726
0歳～14歳	28,429	27,736	27,661	26,459	24,417	22,471	20,627	19,239
合計	190,621	191,623	192,999	191,402	188,668	184,138	177,946	170,665

(参考) 15歳～64歳の生産年齢人口を基準とした高齢者人口との推移について

少子高齢化の進展がポイントになります。

	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)	2021年 (平成33年)
65歳～	44,348	50,250	53,819
15歳～64歳	121,172	114,693	109,916
0歳～14歳	27,166	26,459	24,053
合計	192,686	191,402	187,788

現在は、ほぼ2.7人で1人(平成24年)の高齢者を支えています。10年以内には、2.0人で1人(平成33年)を支えることとなります。

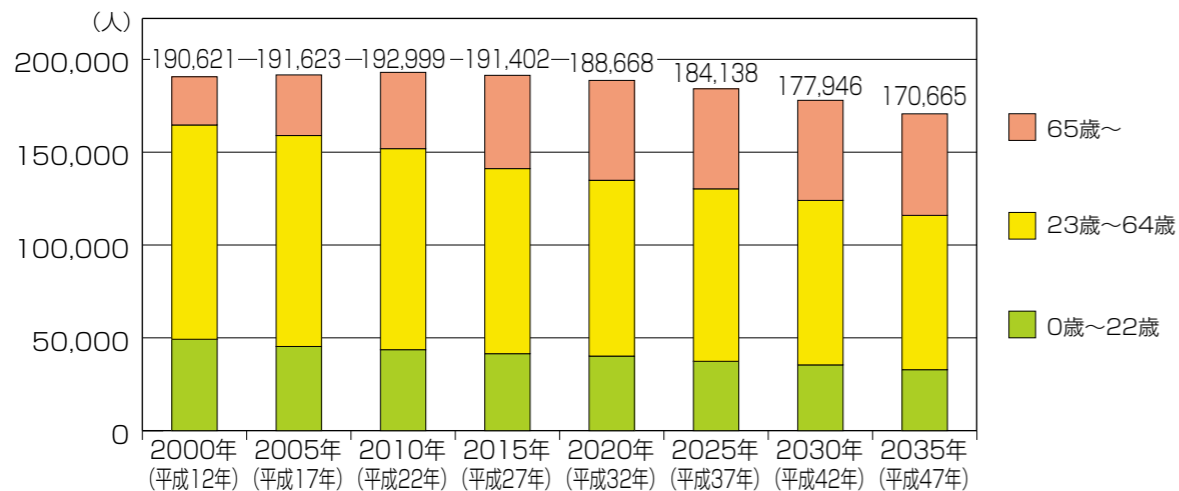
(参考) 23歳～64歳を基準とした場合の推移について

(生産年齢人口を大学卒業年次に置き換えて設定)

	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)	2021年 (平成33年)
65歳～	44,348	50,250	53,819
23歳～64歳	105,965	99,519	94,679
0歳～22歳	42,373	41,633	39,290
合計	192,686	191,402	187,788

現在は、ほぼ2.4人で1人(平成24年)の高齢者を支えています。10年以内には、1.8人で1人(平成33年)を支えることとなります。

(参考) 15歳～64歳の生産年齢人口を23歳～64歳に置き換えた人口推移



4. 社会経済環境

日本経済の状況は、1990年代前半のバブル崩壊後、長い不況後の緩やかな回復状況を経て、一部の大企業では業績回復の傾向も見られたものの、大多数を占める中小企業にはその実感はないまま、2008年(平成20年)に世界同時不況を受け、製造関連企業を中心に過去にない業績の急激な悪化に直面しました。その後、政府の経済対策や世界経済の回復基調を受け、行き過ぎた円高是正や個人消費の増加、企業収益、雇用情勢の改善などが見られ、経済状況は改善傾向にあります。

本市でも、日本経済の回復にあわせて、雇用環境の回復など、経済状況は回復傾向にありますが、消費税率の引上げの影響など、未だ先行きは不透明な状況です。また、少子高齢化の進展による歳入の減少と社会保障関係経費の著しい増加は、経常収支比率の悪化にも反映しており、特にこれまでの高度経済成長期を支えてきた団塊の世代が高齢となっていく第5次総合計画期間は、急速にこの傾向が進むと見込まれます。

(参考) -5歳年齢階層別人口(平成22年国勢調査による)-
宇治市の団塊の世代割合(平成22年時点の団塊の世代は61歳・62歳・63歳)

	全国	京都府	宇治市
55歳～59歳	6.8%	6.3%	6.5%
60歳～64歳	7.9%	8.3%	8.7%
65歳～69歳	6.5%	6.8%	7.2%
65歳～	23.0%	23.4%	21.7%

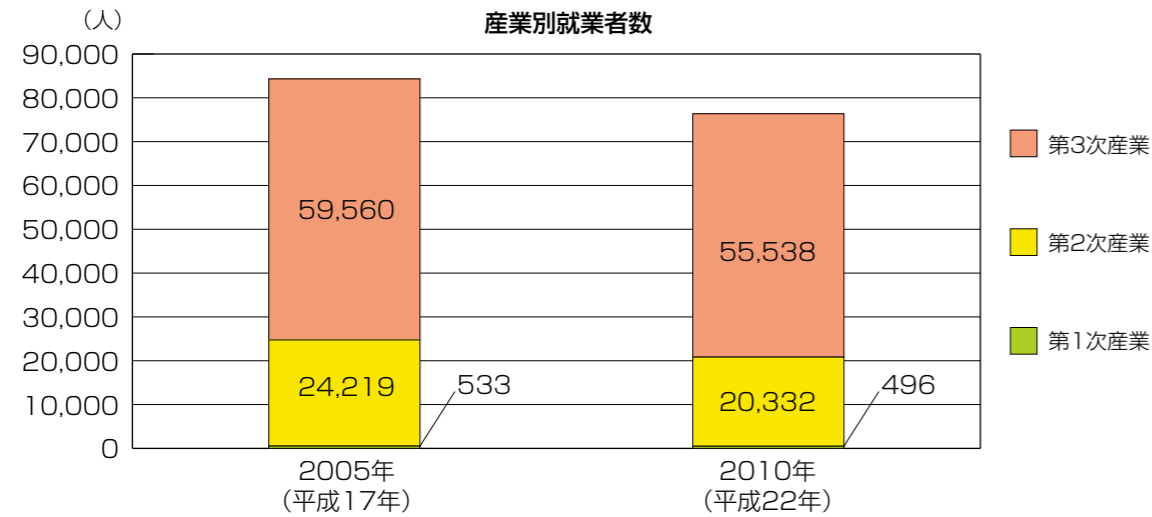
→ 団塊の世代



5. 産業

○産業就業者数

2010年（平成22年）の国勢調査による産業別就業者数は、84,684人で、2005年（平成17年）の国勢調査に比べると2,141人の減少となっています。産業別で見ると第2次産業で大幅な減少が見られます。



(注) 産業別就業者数は、分類不能の産業を含むため、産業別就業者数の内訳合計と合わない
(資料：国勢調査)

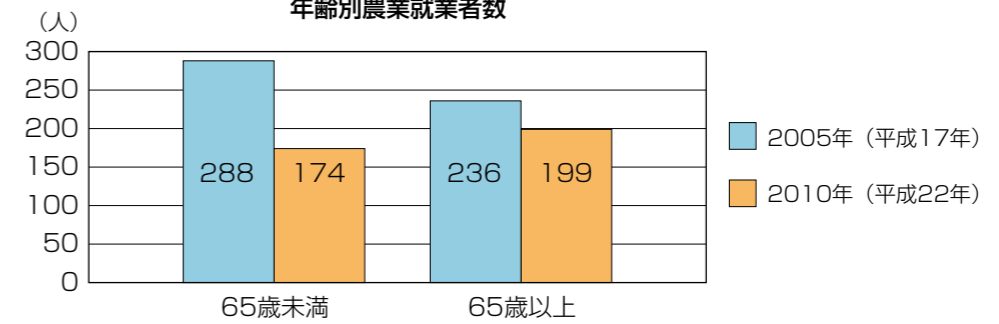
① 農業

本市の農業は、稲作を中心に、伝統的作物である茶の生産及び大都市近郊という条件を活かした都市近郊型農業が行われています。

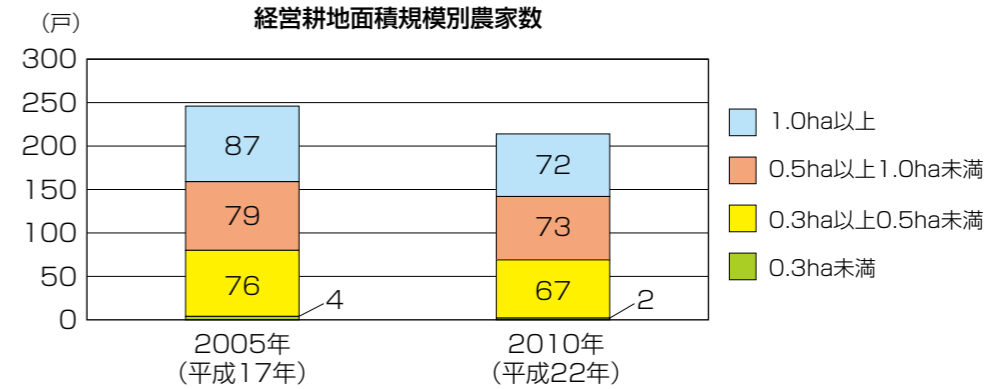
2010年（平成22年）の農林業センサスによると、経営耕地面積は212.0haで、前回の2005年（平成17年）と比べると22.6%減少しています。その内訳は、田は151.8ha、畑は15.5haでそれぞれ前回より減少していますが、樹園地は44.7haで前回より26.3%増加しています。また、農業就業人口は373人で前回より28.8%減少し、高齢化も進んでいます。一方、宇治市統計書によると、茶園の面積は、ほぼ横ばいとなっています。

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	増減
田	214.2	151.8	-29.1%
(休耕地)	15.1	12.9	-14.6%
畑	24.3	15.5	-36.2%
(休耕地)	0.7	1.2	71.4%
樹園地	35.4	44.7	26.3%
総数	273.9	212.0	-22.6%

年齢別農業就業者数



経営耕地面積規模別農家数



(注) 農家数は販売農家（経営耕地面積30a以上、または年間販売額が50万円以上）
(資料：農林業センサス)

茶園面積

	総数	煎茶園	玉露園	かぶせ茶園	てん茶園	幼木園
2006年 (平成18年)	79.1	8.6	19.4	2.2	46.4	2.5
2011年 (平成23年)	77.4	8.6	19.8	2.2	45.2	1.6

(資料：宇治市統計書)



② 商業

2012年（平成24年）の経済センサス活動調査によると、前回の2009年（平成21年）の経済センサス基礎調査に比べて事業所数は9.7%、従業者数は4.2%それぞれ減少となっています。

商業の推移

	2009年（平成21年）	2012年（平成24年）	増減
事業所数	1,453	1,312	-9.7%
従業者数（人）	11,925	11,424	-4.2%
年間商品販売額（百万円）	-	169,666	-

（資料：経済センサス）

③ 工業

2010年（平成22年）の従業者4人以上の事業所にかかる工業統計調査によると、宇治市内で製造業を営む事業所数は312で、2005年（平成17年）と比べると8.0%の減少、従業者数は10,516人で1.3%の増加、製造品出荷額等は5,138億9,046万円で9.3%の増加となっています。

従業者数規模別に見ると、事業所数では従業者数29人以下の事業所が全体の約81%を占める一方、200人以上の規模の事業所は2.6%です。しかし、200人以上の規模の事業所は、従業者数では38.9%、製造品出荷額等では75.5%を占めています。

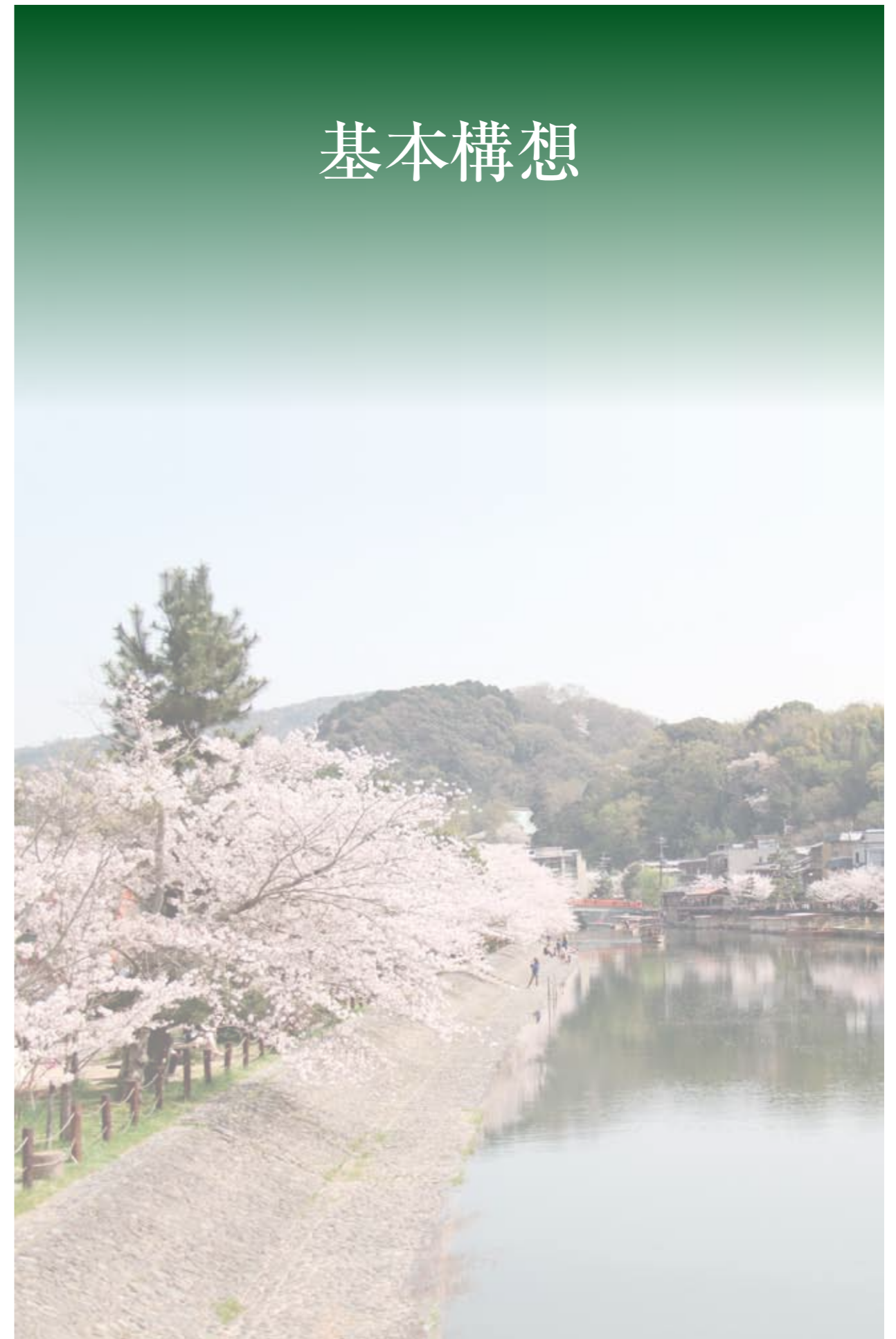
地域別では槇島地域に事業所数の60.9%、製造品出荷額等の69.0%が集中しています。

従業者規模別事業所数・従業者数・製造品出荷額等

従業者数 （人）	事業所数					従業者数（人）					製造品出荷額等（万円）				
	2005年 （平成17年）		2010年 （平成22年）		前 回 増加率	2005年 （平成17年）		2010年 （平成22年）		前 回 増加率	2005年 （平成17年）		2010年 （平成22年）		前 回 増加率
	実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	実数	構成比	
総数	339	100.0%	312	100.0%	-8.0%	10,379	100.0%	10,516	100.0%	1.3%	47,019,599	100.0%	51,389,046	100.0%	9.3%
4～9	168	49.6%	148	47.4%	-11.9%	1,005	9.7%	927	8.8%	-7.8%	1,089,939	2.3%	1,244,122	2.4%	14.1%
10～19	69	20.4%	70	22.4%	1.4%	947	9.1%	970	9.2%	2.4%	1,907,614	4.1%	1,484,397	2.9%	-22.2%
20～29	43	12.7%	34	10.9%	-20.9%	1,066	10.3%	847	8.1%	-20.5%	1,878,448	4.0%	1,509,413	2.9%	-19.6%
30～49	19	5.6%	20	6.4%	5.3%	767	7.4%	748	7.1%	-2.5%	3,078,150	6.5%	1,210,537	2.4%	-60.7%
50～99	23	6.8%	21	6.7%	-8.7%	1,507	14.5%	1,437	13.7%	-4.6%	2,947,937	6.3%	2,675,794	5.2%	-9.2%
100～199	8	2.4%	11	3.5%	37.5%	1,092	10.5%	1,497	14.2%	37.1%	2,516,962	5.4%	4,481,910	8.7%	78.1%
200以上	9	2.7%	8	2.6%	-11.1%	3,995	38.5%	4,090	38.9%	2.4%	33,600,549	71.5%	38,782,873	75.5%	15.4%

（注）従業者4人以上の事業所
（資料：工業統計調査）

基本構想



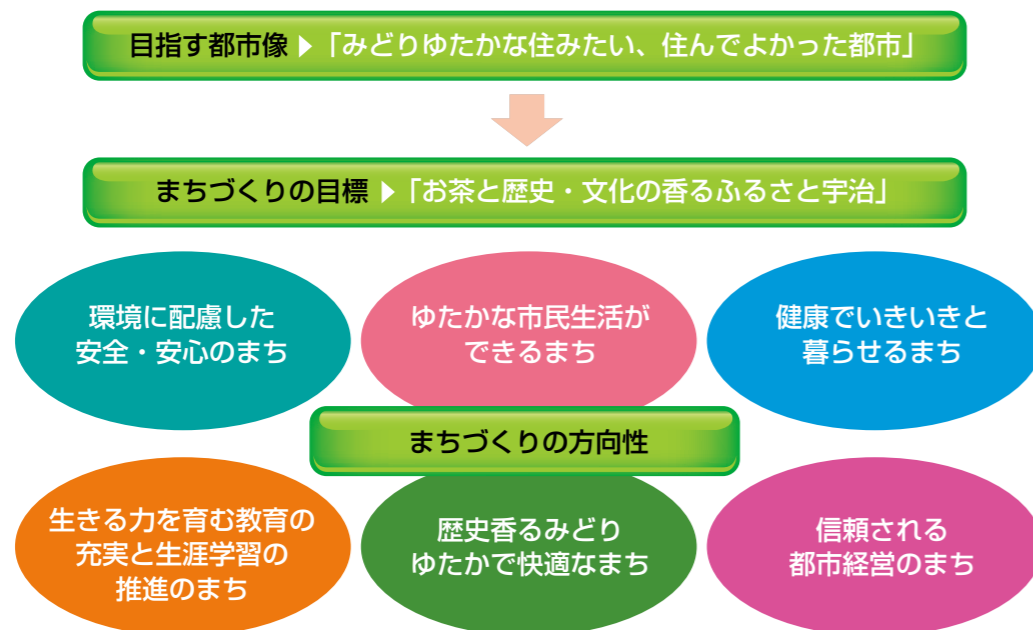
I. 基本構想の考え方

1. 目指す都市像

本市は、古代より交通の要衝、平安貴族の別業の地として発展し、多くの歴史・文化遺産を生み出してきました。それらは琵琶湖に端を発し、市内を南北に貫く宇治川の清流や周辺の豊かな緑によって育まれ、創造されたものであり、都市化の進んだ現在もなお、市民一人ひとりのたゆまぬ努力によって受け継がれており、本市の象徴であると同時に市民の精神的な支柱となっています。

現在を生きる私たちの使命は、この豊かな自然や歴史・文化遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることできる「ふるさと宇治」を創造していくことであり、これまでの総合計画に引き続き「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を目指す都市像とします。

また、第5次総合計画におけるまちづくりの目標として、「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」と設定するとともに、具体的な柱として「環境に配慮した安全・安心のまち」「ゆたかな市民生活ができるまち」「健康でいきいきと暮らせるまち」「生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち」「歴史香るみどりゆたかで快適なまち」「信頼される都市経営のまち」をまちづくりの方向性としてします。



2. 目標年次・計画期間

第5次総合計画は、本市の目指すべき姿を掲げ、まちづくりの理念・目標を示すとともに、市政運営の最高指針として、施策の基本方向を明らかにするために策定します。

この内、基本構想は普遍的、長期的な展望に立った政策の基本的な方向を示すものと位置付け、目標年次を2021年（平成33年）度、計画期間11年間として策定します。

なお、目標年次内であっても、社会状況の大幅な変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 将来人口（人口フレーム）

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2004年（平成16年）にピークに達した後、長期の人口減少社会に入ると予測されています。本市でも、長期的には同様の傾向となることが予測されますが、2009年（平成21年）の推計では微増傾向が継続しています。このため、昨今のこのような状況から、市街化区域を大幅に拡大しないということを前提にして、この基本構想の目標年次である2021年（平成33年）度の将来人口については、185,000人として設定します。

4. 土地利用イメージ

本市は、中央部を南北に流れる宇治川を中心に、東部に広がる山麓丘陵地及び西部に広がる巨椋池干拓田に連なる平坦地で構成されています。市街地は、宇治川及びJR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道と14の鉄道駅があることから、まちが細分化されています。

世界遺産である宇治上神社・平等院に代表される古い歴史のある建物や町並みが数多く残る一方で、1960年代以降に開発された住宅地が連なっています。宇治橋周辺地域は、宇治川に代表される自然景観を骨格としながら、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される茶業に関する独特の景観として、2009年（平成21年）に国の重要文化的景観に選定されています。また、山間部には豊かな自然が存在し、市街地は工業施設や商業施設が集積する非常に変化に富んだ土地利用が図られています。

土地利用は、これらの自然的、社会的条件を踏まえて、それぞれの地域の特性を活かした都市機能を目指すものとします。

土地利用イメージ・地域区分

① 都市中枢地域

本市の中央部に位置する当地域は、行政、市民文化、商業、観光及びスポーツ・レクリエーションなどの中心地であるとともに、文化的景観地域に重なる本市の象徴となる地域です。本市において、行政のみならず、情報発信等を含めた中央玄関口として、都市の中枢機能を担う地域とします。

② 歴史と文化の居住地域

宇治川の東岸に位置し、六地藏から菟道に至る当地域は、東部の山麓に沿って豊かな緑を背景に歴史・文化遺産が連なっている良好な住宅地となっています。六地藏地区については、鉄道駅と連携した歩行者空間を形成し、商業施設の集積を誘導して、北の玄関口にふさわしいまちの魅力と活力の向上を図る地域とします。黄檗地区については、黄檗山萬福寺等の歴史的施設・景観の保全とともに、教育文化的施設等と地域の連携によって、住み良いまちの形成を図る地域とします。

③ 産業・生産地域

本市の北西部に位置する当地域は、巨椋池干拓田を中心とした広い農業地域と、本市の事業所の約半数が集まる工業集積地、住宅地の地域となっています。

また、京滋バイパス・国道24号・京都府道城陽宇治線等に接続する交通結節点にあるという利点を活かして、住環境との調和を図りながら、引き続き都市近郊型農業の振興、企業立地を促進し、本市を担う産業の集積を目指す地域とします。

④ 広域的都市機能地域

本市の南西部に位置する当地域は、JR奈良線や近鉄京都線の鉄道、国道24号、京都府道城陽宇治線や宇治淀線などの幹線道路が通り交通の利便性が高いことから、住宅・商業・工業等、多様な土地利用がなされています。これらの機能を有機的に結び付けた広域のかつ多機能なまちを形成する地域とします。

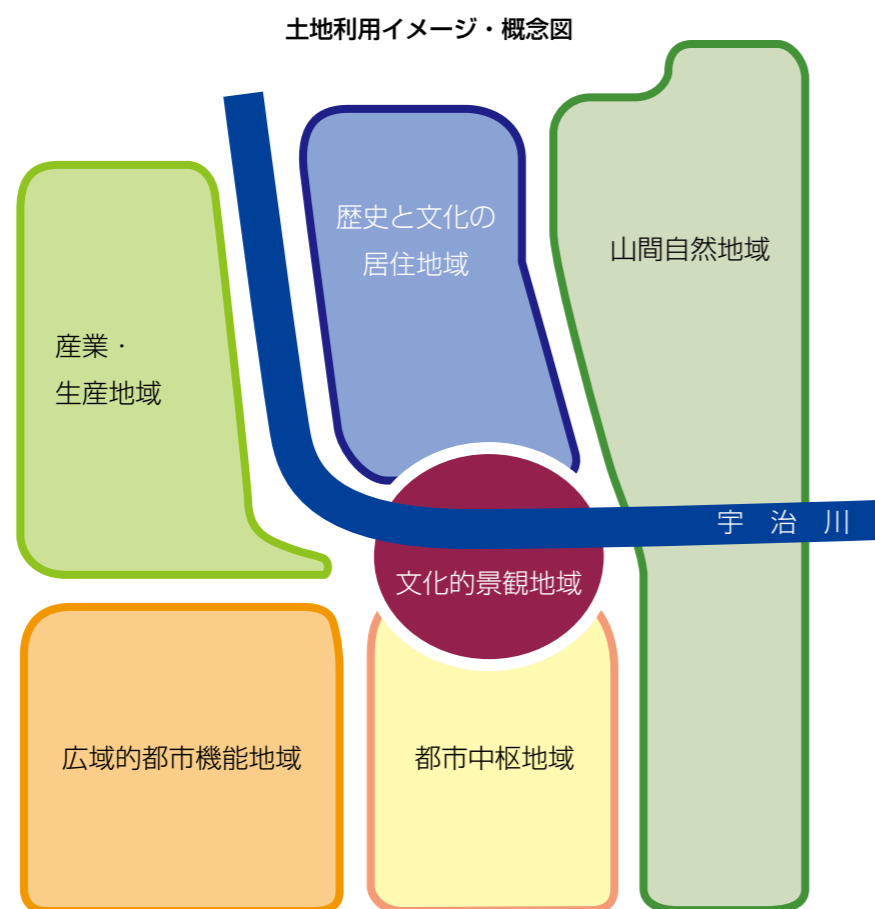
大久保地区は、地区内の緑を保全しながら、さらに利便性を高め、本市の南の玄関口にふさわしいまちづくりを形成する地域とします。小倉地区は、周辺との連携を図りながら、住宅地の保全、改善するとともに、にぎわいのある商業集積空間を形成する地域とします。

⑤ 山間自然地域

本市の東部を占める広大な山間地域は、豊かな自然が残された地域となっています。市民の貴重な財産として、この豊かな自然を保全しながら、総合野外活動センターや地場産業として定着している陶芸等の資源を活用して、活性化を図る地域とします。

⑥ 文化的景観地域

本市の中央部を南北に流れる宇治川に架かる宇治橋の周辺の当地域は、世界遺産である宇治上神社・平等院に代表される数多くの文化財、宇治川の清流、周辺の豊かな緑と歴史ある町並みが、本市の象徴であるとともに、国の重要文化的景観となっています。白川や黄檗地区も含め、これらの歴史・文化や景観を守り育てるとともに、史跡指定された宇治川太閤堤跡を加えて、観光地としての潤いとにぎわいの創出を図る地域とします。



II. まちづくりの方向性

大分類1 環境に配慮した安全・安心のまち

環境問題は、地域の範囲にとどまらず、地球全体の問題として考える必要があります。特に、地球温暖化問題は、21世紀の最も重要な環境問題の一つとして、異常気象による干ばつや大水害の発生など、自然の生態系や人類に悪影響をもたらすものであり、その原因とされている温室効果ガス削減等を推進します。

安全・安心のまちづくりは、地震・風水害等の自然災害、消防・救急や防犯対策など広範囲にわたって市民生活と密接に関係しています。市民が引き続き安全に安心して暮らすことができるような施策を推進します。

中分類1 環境保全対策の推進

地球温暖化やオゾンホールなどの地球規模での環境問題と、公害や廃棄物などの地域の環境問題は、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや、浪費型のライフスタイルによってもたらされたものであり、市民一人ひとりが自らの問題として認識し、行動することが良好な地球環境形成につながっていくと考えられます。

また、森林をはじめとする自然環境は、生態系の維持、豊かな景観や憩いの場の提供など、多くの役割を果たしており、保全に向けた取組が必要です。

本市では、市自らが、温室効果ガス削減のため、省エネルギー対策等に積極的に取り組みます。また、市民と協働した取組を推進するとともに、事業者へは温室効果ガス削減に向けた取組を働きかけます。

水質汚濁・大気汚染・騒音等、市民生活を脅かす環境問題については、今後も環境の監視、防止・抑制に努めます。

環境美化では、清潔で美しいまちづくりを目指して、広報・啓発活動、清掃活動、環境教育やパトロールなどに取り組みます。また、生活環境の保全を図るとともに、不法投棄等の防止・抑制を図ります。

ごみ問題は、市民にとって最も身近で関心の高い問題です。発生抑制《Reduce(リデュース)》・再使用《Reuse(リユース)》・再生利用《Recycle(リサイクル)》の3Rの推進等について、市民一人ひとりが考え、行動することが重要であり、今後も、市民・事業者・行政が協働してごみの減量化と資源の有効活用の取組を推進します。

中分類2 安全・安心なまちづくりへの対応

都市化の進展や生活環境の変化に伴い、市民生活を阻害する要因も自然災害・火災・交通事故のほか、予期し得ない事象など多岐にわたっています。市民が安全に安心して暮らすことができるよう、自助・共助・公助による連携型地域社会づくりを目指す必要があります。

安全・安心なまちづくりでは、自然災害をはじめとする災害対策として、市民の生命と財産を守るため、平素から資機材や食糧などの確保、迅速な災害救援出動などの危機管理体制の構築を図ります。また、市民の防災意識の高揚を図るとともに、「地域の安全は地域で守る」を基本とした自主防災組織の育成を行います。さらに、防犯については、市民一人ひとりが考え、行動し、自らを守る意識の高揚を図ります。また、市民・事業者・行政・関係機関等の連携と、地域安全を地域自らが守るための推進団体への支援を引き続き推進します。

消防・救急の充実では、市民や事業所などに対する火災予防・防火意識の啓発に努めるとともに、救急救命知識の普及に努めます。また、消防施設・資機材の充実と消防水利の整備を図るとともに、救急救命士の計画的な養成や消防団活動の活性化に努めます。さらに、市民の安全・安心の確保に向け、地域の救急・高度医療施設整備の促進を図ります。

宇治川治水対策の推進については、市域の中央を流れる宇治川の治水は市民の安全・安心にとって必要不可欠であり、引き続き積極的に治水事業の促進を目指します。



大分類2 ゆたかな市民生活ができるまち

市民主体のまちづくりを推進するためには、地域における町内会・自治会をはじめとするふれあいと共助による地域コミュニティ活動が大きな役割を果たすと考えられることから、市民と行政の役割分担・協働や活動支援について議論を深め、さらなる市民の参加を促進します。

市民文化の創造は、市民の自発的、積極的な文化活動への参加を基本に、本市の恵まれた歴史と文化をしっかりと受け止め、貴重な歴史・文化遺産を後世へ継承させ、ふるさと意識の醸成や観光の振興にも寄与するよう、市民の文化活動への支援を推進します。

農林漁業・茶業の振興については、生産者の努力により伝統産業である宇治茶は、優良品質の茶が生産されその名を全国に馳せていますが、農林漁業・茶業全般にわたり、後継者の確保と市街地での営農継続が課題となっています。

商工業の振興では、長引く経済不況によって、市内経済も非常に厳しい状況にあり、行政として可能な支援を継続して実施する必要があります。また、新しい産業の育成や新たな産業基盤整備を推進します。

観光では、「源氏物語のまちづくり」を進め、源氏物語千年紀の2008年（平成20年）に、年間の観光入込客数が500万人を超えました。今後は、宇治川太閤堤跡の史跡指定や重要文化的景観の選定を契機とした新たな魅力創造に努め、さらなる観光振興に取り組んでいきます。

また、これら産業では、経済の低迷により雇用情勢が悪化していることから、雇用に関する施策の充実に努めます。

全ての市民が豊かで人間性あふれる生活を営むためには、社会のあらゆる分野において個人の尊厳と人権が尊重されなければなりません。また、男女が対等のパートナーとしていきいきと暮らすことができる社会を形成することは国際的な課題でもあることから、人権尊重社会の実現と男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進します。

中分類1 住民自治の推進

市民のライフスタイルや価値観などが多様化する中、市民主体によるまちづくりを推進するためには、地域住民の共助・連携によるコミュニティ活動が重要な役割を果たします。

このため、町内会・自治会の活動を支援するとともに、地域の活動の場となるコミュニティセンターや集会所などの有効活用を通して、市民の自主的で活発なコミュニティ活動を促進します。また、特定非営利活動法人（NPO）などの活動を活性化することにより、共助による地域活力向上の取組を推進します。

中分類2 市民文化の創造

市民文化の創造と発展を図るためには、市民の自主的、自発的な取組を育むことが大切です。本市では市民のアイデアに基づいて創設した紫式部文学賞・紫式部市民文化賞が20回を重ね、全国的にも評価を得るとともに、市民が主体的に実施する市民文化芸術祭の開催をはじめ、様々な活動が活発に展開されています。

これらの文化活動や「源氏物語のまちづくり」は、ふるさと意識の醸成や観光の振興にも大きく寄与していることから、市民の自主的な活動や文化団体の育成を支援するとともに、活動機会を確保することにより市民文化の振興を図ります。

中分類3 農林漁業・茶業の振興

近年の農業を取り巻く状況は、都市化の進行による農地の減少をはじめ、農業従事者の高齢化や後継者不足など、多くの課題があります。このため、担い手の育成、市民と生産者の交流や自然的環境の提供などを促進するとともに、都市近郊型農業の特色を活かした生産性・収益性の高い野菜・花き栽培等により、生産力の向上と経営の安定化を図り、地産地消等の地元産物の消費拡大に向けた取組を推進します。

林業では、森林所有者の林業経営意欲の低下や後継者不足から放置される森林が増加しています。しかし、森林の持つ公益的機能、地球温暖化防止等環境保全や、世界的な森林伐採の問題などから、現状では、林業の再生が期待されていることもあり、森林資源の活用や間伐・保育作業を促進します。

漁業では、宇治川の水産資源の保護・増殖等に努め、観光等と結び付いた漁業振興を図ります。

茶業では、宇治茶の名声と伝統を守り育てていくため、宇治茶製法の特徴である手摘みや覆下栽培を維持し、さらなるブランド力の向上に努めると同時に高品質茶の生産を支援します。また、優良茶園の保全、経営規模拡大・省力化等生産性の向上や、後継者育成を支援します。

中分類4 商工業・観光の振興

本市の商業及び工業における事業所数・従業者数・年間販売額・製造品出荷額等は、いずれも京都府内第2位です。

商業の振興では、大型ショッピングセンターの増加やインターネットによる販売など販売形態の変化や長引く経済不況によって、特に中小の小売業者は、非常に厳しい経営状況となっています。地域活性化のためには、高齢化等による多様な消費者ニーズへの対応や、まちづくりと一体となった商業振興を促進するとともに、地域に密着したサービス展開等消費者にとって魅力のある商店街づくりの取組を支援します。

工業では、電子機器部品の製造等をはじめとする、ものづくりを中心とした市内中小企業を活性化するための支援を行います。また、産業振興センターを中心とした新産業創出や産業振興のための各種事業を継続して実施するとともに、宇治ベンチャー企業育成工場（VIF）等の起業者や事業者が市内で事業展開できるよう環境整備に努めます。

観光では、世界遺産の宇治上神社・平等院をはじめとした歴史・文化遺産、宇治川周辺の自然景観などの観光資源や、これまで推進してきた「源氏物語のまちづくり」の成果を活かして、魅力ある観光のまちとして新たな観光拠点の整備や観光PRなど、観光客のニーズに応じた観光振興を図っていきます。

中分類5 勤労者福祉・消費生活の向上

今日の市民や勤労者を取り巻く環境は、社会経済情勢・産業構造の変化、国際化などにより大きく変化しています。

勤労者福祉の向上では、勤労者の雇用・労働環境が急激に悪化してきているため、公共職業安定所等と連携を図り、雇用の確保、技能向上や相談体制の充実に努めます。

消費生活では、これまでから消費生活に関する情報を的確に周知するとともに、消費者の疑問や相談に適切に対処できる相談体制の確立に努めてきました。今後も、関係機関との連携を図り、市民が安心して日常生活を送ることができるよう消費生活に関する取組を推進していきます。

中分類6 人権尊重社会の実現

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会です。全ての市民が人間として等しく尊重され、社会の一員として健やかに生きがいのある幸せな生活を営むことは、誰もが持っている基本的な願いです。これまで、人権尊重意識の高揚を図るための施策を推進し、市民の人権意識は着実に高まっていますが、依然として、同和問題・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人・犯罪被害者等に対する偏見や差別などの人権問題が存在するとともに、インターネットの普及等による社会状況の急速な変化や人の価値観の変化などにより、これら人権問題は多様化、複雑化しています。

引き続き、市民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重する心を育むための施策を推進します。

中分類7 男女共同参画社会の形成

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、国際協調の下、社会のあらゆる分野において推進されなければなりません。

これまで、地域に根差した男女共同参画社会の実現を目指して、2004年（平成16年）に「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定し、市民団体等と連携、協働しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた施策を推進してきました。これらの取組により、男女共同参画の推進に向けた市民意識は着実に高まりつつありますが、依然として、男女の伝統的な役割分業や固定的な役割分担意識が根強く存在するとともに、配偶者等からの暴力（DV）への一層の対応、人々の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や能力発揮の実現なども求められています。

引き続き、「男女の人権の確立」、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」など、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、いきいきと暮らすことができるまちづくりに向けた取組を推進します。



大分類3 健康でいきいきと暮らせるまち

少子高齢化が進展し、国際化・情報化が進む中、我が国の社会経済構造は大きく変化しています。全ての市民が住み慣れた地域で、生涯いきいきと心身ともに健康で安心して暮らすことができるまちづくりが重要であり、引き続き市民や福祉関係団体などと連携しながら、保健・医療・福祉サービスの充実を目指します。

地域福祉の推進では、地域の総合的支援体制を築くことを目指し、健康づくりの推進では、より良い生活習慣への取組と疾病予防の取組を進めます。

長寿社会への対応では、高齢者が生きがいを持って生活できるように、また少子化社会への対応では、安心して子どもを産み育てられるように、充実した環境づくりを目指します。

障害者福祉の推進では、障害者への理解の促進、保健・医療の充実、雇用・就労の促進や生活環境の整備など総合的な施策を推進します。

低所得者福祉の充実では、生活保護の適正実施を引き続き行いながら、経済的に自立できるよう支援を図ります。

年金・保険制度の運営では、市民の医療保障と健康増進のため、国民健康保険制度等の適正な運営に努めます。

中分類1 地域福祉の推進

少子高齢化の急速な進展と、家族形態・ライフスタイル・価値観の多様化など、地域や家庭環境が大きく変化し、コミュニティの希薄化が進んでいます。このような中で地域における福祉のあり方も、より身近な問題から地域全体の問題まで、幅広い視点で考える必要があります。

また、経済不況等による生活不安がある一方で、新たな市民活動や地域単位の福祉のまちづくりへの取組が活発になりつつあり、個々の多様性が活かされ、人が人として尊厳を持った生き方ができるよう、「一人ひとりを認め合い ともに助け合う 安心して暮らせる住民主体の福祉のまちづくり」を基本的な理念として、人権尊重・住民主体・福祉文化の創造の3つの視点に立って、地域福祉施策を推進します。

中分類2 健康づくりの推進

本市の疾病状況によると、生活習慣病とされる疾患が多くを占めています。生活習慣病の予防のため、乳幼児から高齢者までのそれぞれのライフステージに合わせた、健康づくりや健診の充実が必要となっています。

市民の健康づくりへの取組として、日常の生活習慣を改善し、生活習慣病の予防や健康の維持のため、市民それぞれの主体的な健康づくりの促進に努めます。

健康で心豊かな生活の維持のため、疾病の早期発見や早期治療にとどまらず、発病の予防が重要です。そのため、各種予防接種や保健対策など、総合的に保健医療施策を推進します。また、「食」に対する理解を深め、健全な食生活を実現できるよう、食育推進に努めます。

中分類3 長寿社会への対応

本市の2009年（平成21年）の高齢者人口は、39,991人であり、高齢化率は20.7%となっていますが、2035年（平成47年）に33.7%に達すると見込まれるなど、増加傾向が続くと考えられます。

こうした状況を踏まえ、「自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」、「ふれあいと支え合いのまちづくり」を基本的な理念として、市民・民間・行政の協働によって、様々な高齢者福祉サービスを連動して提供する地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者が地域での生活を可能な限り継続できることを目指します。

このため、高齢者及び地域の自主的な活動を支援するとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、各種高齢者福祉サービスを充実します。

高齢者の生きがい対策では、介護予防・自立支援の立場からも、高齢者が社会参加しやすい環境や仕組みづくりのため、施策や支援策の充実に努めます。

高齢者福祉サービスの充実では、サービスを支える各種財源を確保し、長期的かつ安定した制度として適正な運用を図ることを前提として、各種保険事業と連携しながら高齢者が自立した生活を継続できることを目指し、支援策の充実に努めます。また、介護が必要となった場合に、安心して十分な介護サービスが利用できるよう、サービス基盤の整備を図ります。

中分類4 少子化社会への対応

少子化社会において、社会が一体となって支援することにより、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりを目指すため、「子育てに夢が広がる、ひとにやさしいまち宇治市」を子育て支援の基本的な理念とし、家庭の役割を基本に関係機関と連携を図りながら総合的な子育て支援施策を推進します。

子育ての夢が広がるまちづくりを目指し、子どもの健やかな成長発達や安心して子どもを産み育てられる環境整備のため、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなどを活用し、地域で安心して子育てができる支援策の充実に努めます。

働きながら子育てをする家庭を支援するため、保育所待機児童の解消に努めるとともに、多様な保護者ニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。

また、放課後児童の健全な育成を図るため、育成学級の施設整備や内容の充実に努めるとともに、サービス提供の多様化を促進します。

近年、増加しているひとり親家庭については、各種給付制度に加え、自立支援を中心とした福祉施策の充実に努めます。

中分類5 障害者福祉の推進

障害者をめぐる法制度は、2003年（平成15年）度の支援費制度の導入や2005年（平成17年）の障害者自立支援法の制定など、制度改革が続けられています。

本市では、国や京都府の各種制度に沿いながら、ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現を障害者福祉の基本的な理念とし、「機会均等の保障による、共生と参画、平等のまちづくり」、「障害者の主体性、自立性が尊重されるまちづくり」、「一人ひとりの尊厳が保たれ、生活の質の豊かさを共有できるまちづくり」を目標として施策展開を図ります。

このため、人権尊重の観点から障害者への理解の促進、雇用・就労の促進等自立・共生への支援、保健・医療・福祉サービスの充実や権利擁護など、総合的な支援の充実に努めます。

中分類6 低所得者福祉の充実

生活困窮者等が経済的に自立し、生活意欲を持って暮らすことができるよう、行政として援助することが必要です。

このため、要保護者に対しては、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度を適正に実施し、必要な助言・指導により自立支援を図っていきます。また、厳しい経済・雇用状況下で職や住居の確保が困難になった低所得者に対し、経済的、社会的自立と生活の向上を目指して、必要な相談事業や支援施策の充実に努めます。

中分類7 年金・保険制度の運営

高齢社会の急速な進展や医学の進歩による医療技術の高度化に伴い、医療費は増加すると考えられ、財政基盤がぜい弱である国民健康保険制度の運営や各種医療費給付制度の維持は厳しくなると見込まれます。このため社会保障は、今後、国において制度が変更されていく可能性もあり、動向を見極めながら効率的、効果的な運営に努めます。

本市では、地域保険として市民の医療保障と健康増進に大きな役割を果たしている国民健康保険を引き続き維持するため、健全な事業運営を推進するとともに、財政の健全化を図ります。

また、高齢者・障害者・子育て支援等の医療費給付制度についても、市民ニーズ、応分の負担や本市の財政状況などを勘案しながら、持続できる制度運営を行います。



大分類4 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち

素晴らしい自然環境、貴重な文化財や地域文化に恵まれている本市の特性を活かし、変化の激しい社会の中でも、活力と潤いのある未来を創るため、主体的で創造性にあふれる心豊かな人間の育成を目指します。

学校教育では、新学習指導要領に基づく学習指導を推進するとともに、義務教育9年間を見通した学校教育の目標を達成するため、小中一貫教育を導入します。また、地域に開かれた学校づくりを進め、地域と一体となった教育活動を推進します。

生涯学習では、基本的人権の尊重を基盤に、生涯にわたる学習機会の確保や、健康な身体を維持し充実した生活を送るためのスポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充を図り、市民の自主的、自発的な文化・学習・スポーツ活動を推進します。

また、学校教育と生涯学習の連携を通じて、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域のコミュニティ活動の活性化や、心の豊かさが実感できる「ふるさと宇治」意識の醸成を図ります。

中分類1 学校教育の充実

今日、国際化・高度情報化・少子高齢化等、変化の激しい社会の中で、我が国の教育も大きな転換期を迎えています。

学校教育全般にわたっては、創意ある教育活動を展開し、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりを進めるとともに、家庭や地域と連携し、開かれた特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図り、子ども達の「生きる力」の育成に努めます。

そのため、義務教育9年間の一貫した教育システムを導入するとともに、通学区域の変更や学校の統合を検討して、学校規模の適正化を図り、望ましい教育環境の実現を図ります。

また、小中一貫教育によるきめ細かな指導を進めるために、教職員研修や教育研究に努め、教職員の資質向上を図ります。

就学前教育では、幼稚園の定員充足率が低くなる一方で、保育所は待機児童を抱えるなど、市民ニーズが大きく変化しており、この変化に合わせたより効果的な就学前教育を推進します。

学校教育環境の充実では、学校施設耐震化を2013年（平成25年）度に終えることを目標に引き続き取り組むとともに、老朽化対策や空調機の設置など教育環境の整備を推進します。

青少年の健全育成では、次世代を担う青少年が、地域社会の一員として責任を自覚し、心豊かで創造性あふれる人間として成長するように、地域に根差した青少年健全育成活動の充実に努めます。

中分類2 生涯学習の充実

科学・情報技術の高度化や少子高齢化の進展により、市民のライフスタイルや価値観は多様化しており、新たな課題に対応した学習や実践が求められています。

このような変化に対応するため、「千年の歴史を踏まえ、新しい文化を創造する生涯学習都市づくり」を目標に、市民一人ひとりがライフステージに応じて自主的、自発的に学習することができるよう、総合的な学習支援を推進し、豊かな社会づくりを目指します。

高齢者をはじめ、様々な世代の市民の自発的な活動を促進するため、各種事業の参加型から参画型への転換を図るとともに、学習の成果を活かし、指導者・ボランティア等として活動できるよう支援します。また、図書館等を中心として、学習情報の収集と情報発信の充実に努めるとともに、施設のバリアフリー化等に取り組めます。

また、市民が心身両面にわたり健全な生活を送るため、各種スポーツ・レクリエーション施設の有効活用を図るとともに、市民が自発的、継続的に様々なスポーツに親しめるよう、地域におけるスポーツ活動を推進します。

歴史資料の充実・普及として、本市の美しい自然景観、優れた地域文化や伝統を次代に受け継いでいくため、歴史資料や文化財の保護・保存に努めます。また、展覧会の開催や源氏物語ミュージアム等の活用を図り、宇治の歴史・文化を広く世界に発信します。



大分類5 歴史香るみどりゆたかで快適なまち

本市は、古代より交通の要衝、平安貴族の別業の地として発展し、多くの歴史・文化遺産に恵まれているとともに、宇治川の清流や周辺の豊かな緑によって育まれてきました。しかしながら、近年都市化が進んだこともあり、市民が身近に自然を感じることができる環境づくりが重要になっていきます。

2007年（平成19年）に宇治川太閤堤跡が発見され、2009年（平成21年）の国の史跡指定を踏まえ、「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」を策定しました。宇治川を中心とした重要文化的景観との連携を図りながら、今後、本構想に基づき、歴史的資産を活用した「ふるさと宇治」を実感できるまちづくりを推進します。また、良好な都市景観の形成のために、地域住民のまちづくりへの参加に向けた取組を推進します。

都市としての機能を発揮し、安全で快適な市民生活を確保するため、公共交通機関や道路をはじめ、上下水道・河川・公園等の都市基盤整備を進めます。また、バリアフリー化の推進や、既存施設の有効活用と長寿命化の視点から施設の再整備に取り組みます。

中分類1 みどりとうるおいのある環境整備

本市は、宇治川の清流や周辺の山々など豊かな自然環境に恵まれており、市域の7割以上が緑地や山地などの緑となっていますが、その多くが東部の山間地にあり、都市化の進行によって、特に市街地での緑は減少傾向となっています。全ての市民が身近に自然を感じられるまちづくりを目指して、現在残されている樹木等の緑をできる限り保全し、市街地の緑化推進等により、緑と一体になった多様なオープンスペース等良好な環境を形成する「みどり」の創造に努めるとともに、市民協働や参画を進め、市民・事業者自らが緑化の推進に取り組めるよう活動の支援や啓発を行います。

身近な憩いの場として、多くの市民から利用されるように、様々な世代のニーズに応じた公園・緑地の整備や活用に努めるとともに、緑の拠点である植物公園が市民に潤いと安らぎの場を提供する施設、手軽に自然と緑の文化に触れ学べる場として利用されるよう活用を図ります。

中分類2 歴史と景観が調和したまちづくり

宇治川を中心とした自然環境や世界遺産である宇治上神社・平等院の周辺の景観は、都市景観として国内で初めて重要文化的景観に選定されました。これら脈々と伝えられてきた歴史や固有の風土を大切に、住んで良かったと感じられるまちづくりを目指して、住民主体の景観づくり、シンボル景観（世界遺産周辺一帯）の保全と継承、「ふるさと宇治」の景観の保全と創造や快適で潤いのある景観づくりを行動指針として、景観形成の実現を図ります。

歴史と調和したまちづくりでは、国の史跡に指定された宇治川太閤堤跡の保存・活用・整備を中心に、宇治の歴史・文化や景観を守り育てるとともに、潤いとにぎわいのある環境に優しいまちづくりを目指します。また、白川や黄檗地区への重要文化的景観の選定地区拡大を目指します。

都市景観の形成では、優れた宇治の景観が維持、形成できるよう、住民主体の取組支援を進めます。文化財保護と伝統文化の継承では、貴重な文化財が次代に継承できるよう、施策の充実に努めます。

中分類3 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり

本市では、4本の鉄道が都市交通の骨格を形成しており、市民の重要な交通手段となっています。また、身近な交通手段であるバス路線については多くの路線が市内を走っています。さらなる利用者の利便性の向上のため、バスと鉄道の連携やJR奈良線の複線化などを促進するとともに、地球温暖化対策の観点から、自家用車から公共交通機関への利用促進を目指します。

また、安全で円滑な移動を確保するため、さらなる交通安全施設の整備に努めるとともに、バリアフリー化を推進します。

中分類4 良好な市街地・都市基盤施設の整備

本市は、1960年代以降、京都・大阪のベッドタウンとして、急速な宅地開発により市街化が進みましたが、近年は大規模な宅地開発の減少と人口減少社会への変化により、都市としては成熟期にあると考えられます。今後、人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくりを進めるためには、これまで整備してきた道路・河川・上下水道等のまちづくりの骨格を形成する都市基盤施設を、長寿命化等によるライフサイクルコストの縮減をはじめとしたより効率的な機能確保と良好な住環境整備のために有効活用を図ることが重要となっています。

道路整備では、社会情勢の変化や本市の財政状況などを勘案した具体的な施策を推進するとともに、計画的な維持管理等に努めます。

河川・排水路整備では、近年の局地的豪雨（ゲリラ豪雨）による道路冠水や家屋等への浸水被害が発生する状況にあることから、計画的な河川・排水路の改修に併せ、公共施設等における流出抑制施設の整備等を推進するとともに、国や京都府が管理する河川等の排水能力向上の促進を目指します。

公営住宅の整備では、バリアフリー化等良質なストック確保を推進するとともに、地域優良賃貸住宅の情報提供等により高齢者等に配慮した住環境の整備に努めます。

上水道の整備では、「安全で、安心して暮らせる水道水の供給」を基本的な理念として、主要施設の耐震化等の対策を進めるとともに、将来の水需要に見合った計画的、効率的な水道施設の整備に努めます。また、水量不足や水質の硬度上昇などにより、新たな水源確保が課題となっている簡易水道について、上水道への統合を図ります。

下水道の整備では、2008年（平成20年）度末現在で、人口普及率は73%となっており、今後も人口普及率100%を目指し、財政計画を見通した上で計画的、効率的に雨水施設を含めた整備事業を推進します。

これら都市基盤を効率的に整備するためには、地域特性に応じた拠点整備を推進することが必要となっているため、地域の意見を取り入れたまちづくりの推進に努めます。

また、都市計画法・建築基準法等関係法令に基づく開発協議等の調整により、公共施設整備と併せて有効な土地利用の推進に努めます。

大分類6 信頼される都市経営のまち

少子高齢化が進んだ現代社会では、市民のニーズや価値観が多様化するとともに、高度経済成長期の右肩上がりから人口減少と低成長の経済への社会構造に転換しており、本市の行財政運営においても将来の見通しが困難な状況にあります。加えて、財政の根幹である市税収入は今後減少することが予測される中、社会保障関係経費等が増大し、財政構造の硬直化が進んでいます。健全財政の維持のため、新たな財源の捻出等、将来を見越した持続可能な行財政運営がより一層求められています。さらに、地方分権の進展を踏まえ、住民に最も身近な地方自治体として、地方の行政は、地方自らの責任で決定する地方自治の原点に立ち、職員の能力の向上と意識改革に努めます。

また、高度化、多様化する市民のニーズに応えるため、市民がまちづくりに自主的、主体的に参加できるシステム構築や市民と行政の情報の共有化などを推進します。

さらに、真の平和と友好を実現するため、国際化の推進、平和への貢献に取り組みます。

中分類1 市民参加の機会と情報提供の充実

市民の意見やニーズを反映したまちづくりを行うため、市政への市民参加が必要不可欠となります。このため、市民が参加しやすい環境を整えるとともに、市民と行政の情報の共有化や情報の積極的な発信が求められています。

市民参加制度は、審議会・委員会の設置、各種モニター制度の運営やパブリックコメントなどを継続実施するとともに、幅広く市民が主体的にまちづくりに参画できる環境づくりを進めます。また、市民や各種団体などがそれぞれの役割をもって参画し、協働する地域社会の構築を促進します。

情報公開の充実では、市政への積極的な市民参加と公正な市政を推進するために、行政情報の提供を推進します。

広報・広聴活動の充実として、市政だよりや市ホームページと併せて、コミュニティFM放送等の様々な広報媒体を活用して、市政の情報提供に取り組むとともに、市民相談、行政懇談会など広聴活動の推進に努めます。

行政情報化の推進として、インターネット等を活用して市民の利用しやすいサービスの提供を推進するとともに、個人情報適切に守られるよう、セキュリティ対策を進めます。

中分類2 国際化の推進と平和への貢献

世界の恒久平和は人類共通の願いです。世界平和の実現には国際秩序の構築と、国家間の信頼や友好を育むことが何よりも重要なことです。また、日本では戦後60年以上が経過し、戦争を経験した方々の高齢化が進み、戦争を知らない世代が多数を占めるようになっており、今まさに後世に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えることが重要となっています。

また、現代社会は、交通や情報通信の発達によって、生活のあらゆる面でグローバル化・国際化が浸透し、人・物・情報等の交流が地球規模で行われています。国際交流活動は、諸外国との相互理解を深める中で、市民一人ひとりが国際社会の一員であるという自覚や共存意識を深め、真の平和と友好につなげられるよう進めていく必要があります。

国際化・広域交流活動の推進では、市民活動を中心にして、様々な分野で相互理解やふるさと意識の高揚を促し、個性豊かな地域社会を築いていきます。

平和への貢献では、悲惨極まりない戦争体験を風化させることなく次代にしっかりと継承し、二度と戦争をしない、させない社会づくりを目指すため、「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神を日々の市民生活に定着させるとともに、市民・関係機関と行政が一体となって、核兵器のない世界の恒久平和に向け、積極的な取組を進めます。

中分類3 行政改革・適正な行政運営の推進

個性豊かな地域社会の実現のため、住民に身近な行政サービスはできるだけ住民に身近な地方自治体で行うことを目的に地方分権が進められており、国や京都府などの動向を見極めながら、広域連携も含め、市民にとって有益となるよう基礎自治体としてのあり方を検討します。

地方分権の推進により、住民主権の実現、地方自治が確立され、個性豊かな「ふるさと宇治」を築くことを目指します。また、権限移譲についても、権限に応じた財源の移譲が不可欠となるため、国や京都府などと調整を図ります。

行政改革では、引き続き市民理解を得られる職員の給与水準の確保に努めるなど、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という原則に基づき、市民サービスの向上と行政の効率化に努めます。

行政サービスの充実では、高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働や共助による新たなサービスのあり方等について検討します。

計画的・効率的な行財政の運営の確立では、長期的な見通しで、少子高齢化の進展等により、市の行財政環境がさらに厳しいものになると考えられ、自主財源の確保とともに、事業の取捨選択や見直しが不可欠な状況となりつつあります。このため、市民ニーズを把握、分析するとともに、説明責任を果たすことができる行財政システムの構築を目指します。

組織機構の確立と人材育成では、市民ニーズや行政課題に的確に対応するため、引き続き、柔軟で弾力的な組織機構の確立、職員の能力の向上や意識改革を進めます。

第2期中期計画

